

■ 4条1項11号

不服 2017-18356

<本願商標>

「三ツ星リッチ」(標準文字)

第33類「泡盛, 合成清酒, 焼酎, 白酒, 清酒, 直し, みりん, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 麦芽及び麦を使用しないビール風味のアルコール飲料, 麦芽または麦を使用したビール風味のアルコール飲料(ビール・ビール風味の麦芽発泡酒を除く。), 中国酒, 薬味酒」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標1:「三ツ星」

第33類「日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒」

引用商標2:「三ツ星」

第32類「ビール, 清涼飲料, 果実飲料(但し、トマトジュースを除く。)」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「三ツ星リッチ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔に表されているものであり、外観上、全体がまとまりある一体的なものとして看取、把握されるといえ、その構成全体から生じる「ミツボシリッチ」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、無理なく一連に称呼し得るものである。

また、本願商標は、その構成中、「三ツ星」の文字が「オリオン座の中央部に直列する3個の恒星の総称。」の意味を、「リッチ」の文字が「豊かなさま。富裕なさま。贅沢なさま。」の意味を、それぞれ有する語(「広辞苑第六版」(株式会社岩波書店発行))としていずれも親しまれているものであるから、その構成全体から「オリオン座の三ツ星の贅沢」ほどの意味合いを想起させるものといえる。

さらに、本願商標をその指定商品に使用したときに、その構成中の一部の文字のみが、需要者に対し、強く支配的な印象を与えると認めるに足る事実も見いだせない。

そうすると、本願商標は、その構成全体が不可分一体のものとして需要者に認識されるとみるのが相当である。

したがって、本願商標の構成中、「三ツ星」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標について、引用商標と類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当するとして原査定は、取消しを免れない。

その他、本願についての拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「三ツ星リッチ」は、その構成全体が不可分一体のものとして需要者に認識されるものであるから、引用各商標「三ツ星」とは、非類似と判断されました。

審決理由はあっさりしたのですが、個人的には2点ほど疑問があります。

1点目は、「リッチ」の語の意味合いです。

お菓子やアイスなどの商品分野では、通常の商品よりも「贅沢仕様」の商品が、「○○○リッチ」といったネーミングで販売されている印象があります。ですから、もし、「三ツ星」の商標が使用された商品と、「三ツ星リッチ」の商標が使用された商品の両方が、同じ商品分野で存在していた場合、当職のような人間は「三ツ星リッチ」が「三ツ星」の上位種商品であると思ひ込み、出所誤認混同する可能性があるように思います。

おそらく、原審の審査官もこのような点に注目して、「リッチ」は品質表示語であって識別力がない（弱い）ことから、「三ツ星」部分が要部になり得ると判断したのでしょう。

ただ、本願の指定商品（酒類）を見ますと、たしかにお菓子やアイスとは微妙にジャンルも需要者も異なりますし、このような商品に「○○○リッチ」といったネーミングが採用されている商品も、直ちには思い浮かびません。指定商品にビールや発泡酒が含まれていないのも、絶妙という気がします。

とはいえ、インターネットで検索すると、梅酒やリキュール等の商品で、上記意味合いのように「リッチ」が使われているものも見受けられますので、少しモヤモヤ感は残りますが、総合的に見れば、審決のように判断されても致し方ないのかなという感想です。

ちなみに、出願人が調査段階で引用各商標の「三ツ星」の存在を認識していたのであれば、余計な疑義が生じないように、「ミツボシリッチ」という、より不可分一体性のある商標を採用するというやり方もあったのでは、と個人的には思います。

2点目は、本願商標「三ツ星リッチ」から生じる観念です。

審決では、『その構成全体から「オリオン座の三ツ星の贅沢」ほどの意味合いを想起させる』としていますが、さすがに観念として意味不明ではないでしょうか。

このような観念が自然に生じるとは、到底思えません。

(弁理士 永露祥生)

<2019年1月7日>